

重度の障害、介助者等への対応について

2020年12月25日

国土交通省住宅局建築指導課

①現状の課題整理と検討の方向性(案)

現状の課題整理と検討の方向性

現状の取組等

検討すべき課題

建築設計標準での対応(検討の方向性)

②重度の障害、介助者等への対応

- 建築設計標準に、トイレにおける多様な動作が可能なスペースの確保や、客席における同伴者対応を記載。

<障害者団体等からの主なご意見>

- 標準的なスペースでの対応が困難な方や介助者等の利用を想定した寸法例、設備配置例、接遇等も掲載すべき。

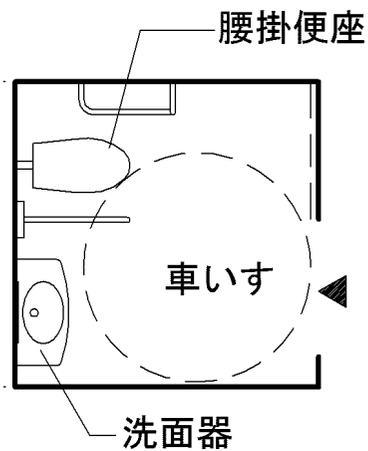
<ハード面・ソフト面+設計事例の紹介>

- 広めのスペース確保事例の追加等、要介助者へのスペースや接遇等への対応に関する考え方・留意点を充実。

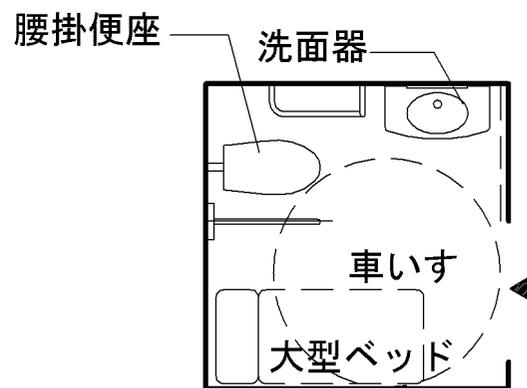
重度の障害、介助者等への対応に向けた整理・検討の進め方

- 標準的なスペースでの対応が困難な重度の障害者や介助者等の利用を想定し、設計標準の記述内容の充実、寸法や設備配置を記載した参考配置図(下図)の充実について検討。
- 備品等による情報伝達、接遇のあり方等の記載の充実について検討。
- 重度の障害、介助者等に配慮した建築物の設計等の事例調査を行う。

<参考配置図(現行の便房に係る図の一部)>



車椅子利用者用便房



大型ベッド付き便房



多機能便房

建築設計標準の改正に向けた主なヒアリング(中間報告)

	学識	高齢者、障害者団体	事業者団体	建築関係団体
全般	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者雇用の視点からも建築物のバリアフリー化を検討することが重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ●利用後の意見収集や利用頻度の増加等の比較調査が必要。 		<ul style="list-style-type: none"> ●施設管理者には、建築基準を守ればよいという姿勢ではなく、利用者の利便向上に向けた取組を盛り込むという姿勢が望まれる。
便所 洗面所	<ul style="list-style-type: none"> ●多機能便房内の機能の分散化を推進すべき。 ●介助を要する方へのニーズに対応すべく、男女共用部に1以上の大型ベッド付きの車椅子使用者用便房の設置を積極的に示すべき ●200cm以上×200cm以上の車椅子使用者用便房の大きさが必要な理由を、丁寧に記載してはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ●大型ベッドを設置する場合、サイズを大きくしてほしい。 ●大型ベッドを畳み忘れた場合であっても車椅子使用者用便房への出入りが可能となるようにしてほしい。 ●車椅子使用者用便房の大きさについて、リクライニング式電動車椅子の背もたれを倒している状態で移動する方は、2m角では狭いと感じる場合がある。 ●介助者は1人の場合が多いため、大型ベッドの両側にスペースを設けることは、介助を要する方が反対側に転落する危険があるため、望ましくない。 ●現行の直径150cm以上の円が内接できるスペースを電動車椅子が360°回転できるよう、直径180cm以上に見直して頂きたい。 ●便座背後に背もたれ設置について追加してほしい。 ●洗浄ボタン等の表記の工夫があると良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ●車椅子から便座や大型ベッドに移乗する動作は、重要なポイントである。 ●車椅子使用者便房の便座や戸は、車椅子から便座に移乗しやすいよう適切な位置に配置すべき。車椅子使用者用便房の便座に対して真正面に戸を設けた場合、便座の横にスペースがないと車椅子を便座に横付けすることができないため、移乗しにくい ●便座の高さ42～45cmと限定するのではなく、個人差に応じて設定できるようにしてほしい。 ●車椅子のバリエーションがあるので150φか180φの空間を確保するのか検討頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ●手すりを設置した小便器や洗面器は、便所出入口の近くに設置することが原則である。 ●車椅子使用者用便房以外の機能分散の配置先は、現場の状況等に合わせて選択できるように設計の自由度がある表現が良い。 ●大型ベッドの両側にスペースを設けることは、転落事故例があるため、見直しを要望。 ●リクライニング式の電動車椅子や介助スペース、便座への移乗動作等を考慮すると、直径150cm以上の円が内接できるスペースより更に広いスペースが必要。 ●ライニング下部の足元スペースが空いている場合もあり、それを内法寸法に含める／含めないなどの判断も必要。 ●2m角を2.2m角、150φを180φに拡大した方が解決につながる。 ●ライニング等が含まない件について明確に明示があると良い。

建築設計標準の改正に向けた主なヒアリング(中間報告)

	学識	高齢者、障害者団体	事業者団体	建築関係団体
弱視 (ロービジョン)への対応		<ul style="list-style-type: none"> ●利用者の年齢等に応じた適切な照度の確保が必要である。 ●弱視(ロービジョン)への対応について、建築設計標準の記述が不足している。 ●多機能トイレ内にボタンや設備の位置が分かる音声案内装置に設置してほしい。 		
非常時への対応		<ul style="list-style-type: none"> ●非常時に聴覚障害者等にも配慮したものとなるよう、設備を充実すべきである。 		
案内表示		<ul style="list-style-type: none"> ●全日本ろうあ連盟の手話マークを建築設計標準で紹介してほしい。 		
EV		<ul style="list-style-type: none"> ●EVかごの奥行き150cm以上としてほしい。 		
情報提供				<ul style="list-style-type: none"> ●訪日外国人の障害者に対して、Webやパンフレット等により、施設のバリアフリー情報を提供して頂きたい。 ●障害特性に応じた情報の選択が可能となるよう、適切な情報提供をして欲しい。

②改正内容について(案)

- 「便所・洗面所」に係る内容

便所・洗面所に係る改正（案）（1）

【主な改正事項】①大型ベッド付きの車椅子使用者用便房の必要性について設計の考え方に追加

②地方公共団体が制定するバリアフリー法第14条第3項に基づく条例により、「便所のバリアフリー化」をより一層の取り組むことが望ましい旨と床面積500㎡未満で建築物移動等円滑化基準を定める場合の便所の基準設定について留意点に追加

現 行

【設計の考え方】

●本体:P2-73抄

- ・便所・便房の設計においては、施設用途や規模の他、多様な利用者を十分に想定し、利用者にとって必要な設備、便房数、面積等の検討を行うことが重要である。
- ・まず、バリアフリー法に義務付けられた「車いす使用者用便房」と「オストメイト用設備を有する便房」を設ける。
- ・さらに高齢者、障害者、乳幼児連れ利用者等の多様なニーズを踏まえ、それぞれの利用者特性に配慮した設備や便房の設置を検討する必要がある。

①
(記載なし)

②
(記載なし)

改 正

【設計の考え方】

- ・便所・便房の計画・設計においては、施設用途や規模の他、多様な利用者を十分に想定し、利用者にとって必要な設備、便房数、面積等の検討を行うことが重要である。
- ・バリアフリー法の義務付け対象となる**特別特定建築物に設ける**便所には、「車椅子使用者用便房」及び「オストメイト用設備を有する便房」を1以上設けることとしている。
- ・さらに高齢者、障害者、乳幼児連れ利用者等の多様なニーズを踏まえ、それぞれの利用者特性に配慮した設備や便房の設置を検討する必要がある。

①
・「車椅子使用者用便房」の計画・設計においては近年、介助を要する肢体不自由児・者等の社会参加や外出等の機会を促進するため、ベッド上での着脱衣やおむつ交換・排泄(自己導尿等)等のための大型ベッドの設置や、介助者の動作等の実態に即した便所・便房が求められていることに留意する必要がある。

②
<留意点:高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した便所、便房の整備の促進>

- ・地方公共団体においては、バリアフリー法第14条第3項に基づく条例(地方条例)により、特定施設である便所の構造及び配置に関する基準を付加し、施設用途や利用者のニーズに応じて、「便所のバリアフリー化」のより一層の取り組みがなされることが望ましい。(基準付加の例:車椅子使用者便房に大型ベッドの設置、小便器に手すりの設置等)
- ・地方条例により、義務付けの対象規模を引き下げて床面積500㎡未満の特別特定建築物に関する建築物移動等円滑化基準を定める場合には、地域の実情や規模等に応じて必要な便所の基準を設定することができる。(資料4・p31の表中の500㎡未満の扱いについて参照)
- ・上記の基準付加や設定は、本建築設計標準を参考とすることが望ましい。

【主な改正事項】

A3縦 別紙参照

現行

【設計標準：出入口の有効幅員、空間の確保等】 ●本体:P2-73・78抄

・車椅子使用者用便房には、車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保する。

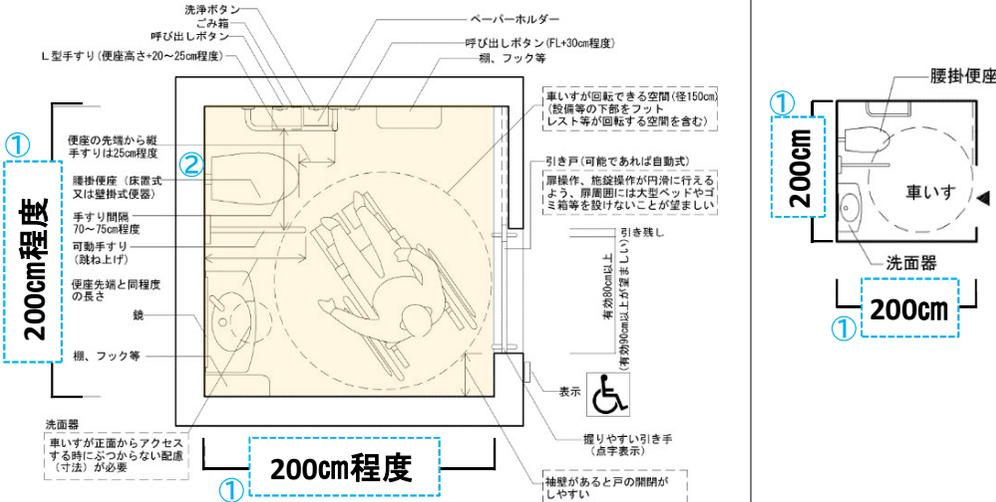
- ・各設備を使用でき、車椅子利用者が360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペースを、1以上設ける。
- ・便器の正面及び側面に、移乗のためのスペースを設ける。

① 便房の標準内法寸法は200cm×200cm程度とする。設備等の形状、配置によって、必要な広さは変わること留意する

・介助者の同伴等、多様な動作が可能なスペースを確保する。

【モデル例】 ●本体:P2-87・88抄

●車椅子使用者用便房



改正

下線は法令上の適合義務基準

A3縦 別紙参照

※:今回の改正・見直し部分

便所・洗面所に係る改正（案）（3）

【主な改正事項】 ①大型ベッドの大きさ・設置位置及び介助者の同伴等、多様な動作を考慮するとともに、座位変換型の(電動)車椅子使用者が360°回転できるよう、直径180cm以上の円が内接できるスペースが確保されている車椅子使用者用便房の設計例(2, 3件)を掲載予定。

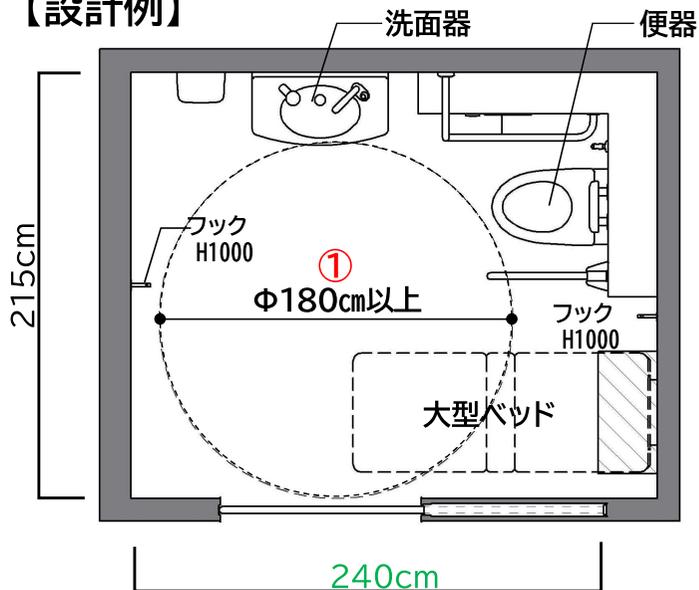
現行

(なし)

①

改正

【設計例】



車椅子使用者便房(大型ベッド折り畳み時)



①

車椅子使用者便房(大型ベッド付き)
機能分散した上で、車椅子優先トイレと
う室名+ピクトグラムサイン表示



車椅子使用者便房(大型ベッド使用時)

※本建築設計標準には2, 3件の設計例を掲載予定

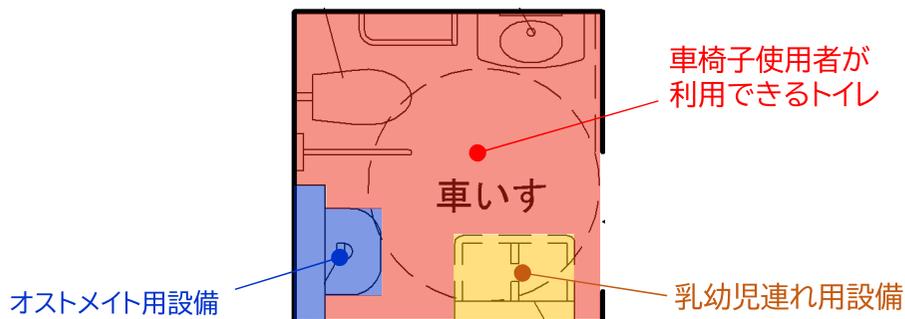
<機能分散について> 多機能便房の機能を他の便所に分散配置して利用者の集中を緩和

機能が集中した多機能便房

- 各機能を求める利用者が、1つのトイレに集中し混雑

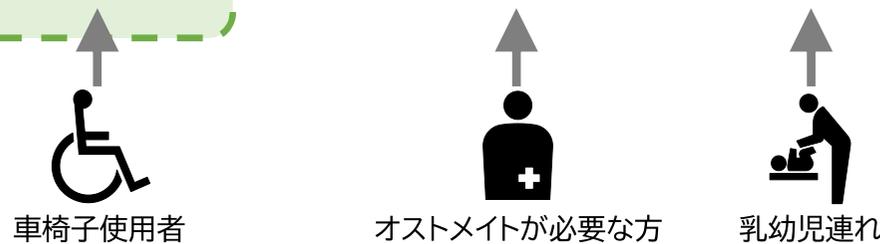
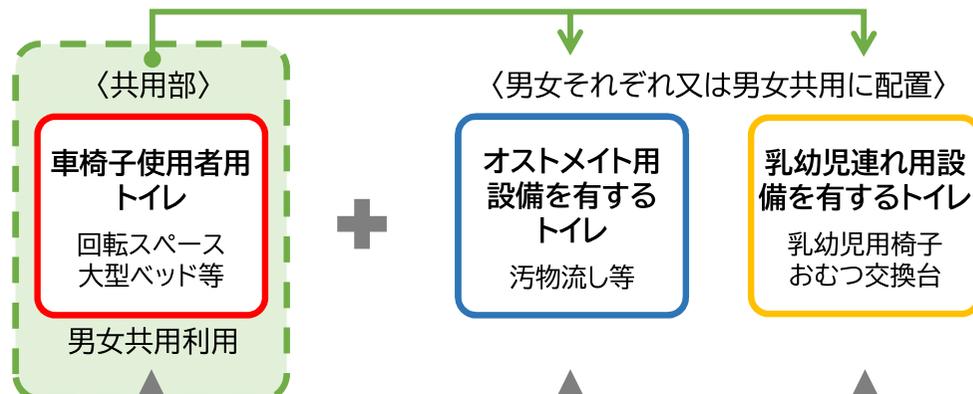


< 多機能便房の設計例 >

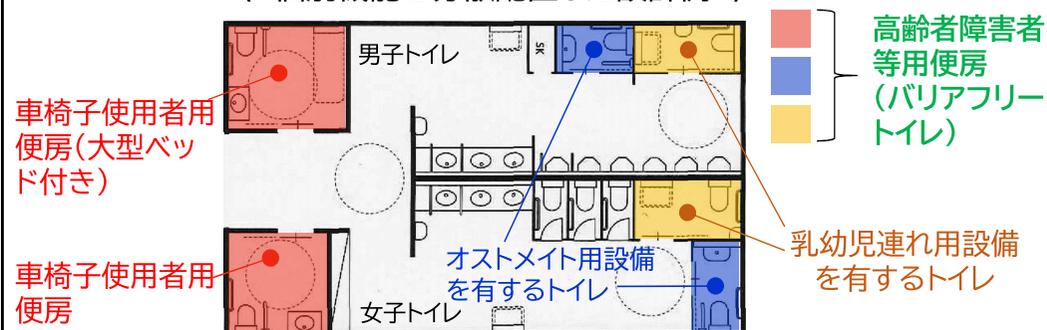


個別機能の分散配置を促進

- 多機能便房への利用者の集中を避けるため、施設の用途や利用状況を勘案し、障害者等に必要な各設備を個別機能トイレへ分散配置
- 個別機能を備えた便房等の適正利用を推進するために、各種便房を総称して『高齢者障害者等用便房(バリアフリートイレ)』と位置付ける。
- 「多機能トイレ」「多目的トイレ」等の室名表示を避け、利用対象を明確にして、便房内の設備や機能をピクトグラムで表示する等の工夫が必要。



< 個別機能を分散配置した設計例 >



- 小規模の建築物や、面積・構造の制約が多い改修の場合においても、利用者ニーズ等を考慮した上で、個別機能を組み合わせた便房等を含めて、可能な限り機能分散を図る。

便所・洗面所に係る改正（案）（4）

- 【主な改正事項】①設計者・建築主等には各種便房内の導入機能について検討して頂き、分散化を推進するため、「多機能便房」の設計標準は削除。
 ②個別機能を備えた便房等の適正利用を推進するために、各種便房を総称して『高齢者障害者等用便房(バリアフリートイレ)』と位置付ける。

現行

【設計の考え方】

●本体:P2-81抄

①②

【2.7.2 多機能便房の設計標準】

多機能便房は車椅子使用者用便房に、他の機能を付加するものである。
 ・設置する設備・機能については、(3)オストメイト用設備を有する便房、(4)大型ベッド付き便房、(5)乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房を参照。

※:今回の改正・見直し部分

改正

【設計の考え方(抜粋)】

①②

(多機能便房の設計標準を削除)

個別機能を備えた便房等の適正利用を推進するために、各種便房を総称して『高齢者障害者等用便房(バリアフリートイレ)』と位置付ける。

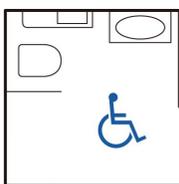
設計標準の「個別機能を備えた便房」等は以下の通りである。

- ・車椅子使用者用便房／車椅子使用者用便房(ベッド付き)
- ・オストメイト用設備等を付加した便房
- ・乳幼児設備等を付加した便房

※利用想定等を十分に考慮し、個別機能の組み合わせた便房もある。

<解説>

●車椅子使用者用便房



●多機能便房

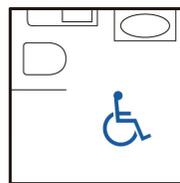


<解説>

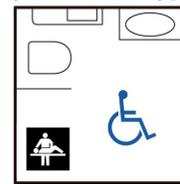
高齢者障害者等用便房(バリアフリートイレ)

➤ 分散配置を考慮した個別機能を備えた便房

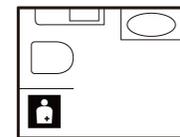
●車椅子使用者用便房



●車椅子使用者便房 (大型ベッド付き)

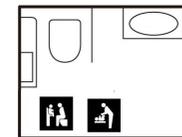


●オストメイト用設備を有する便房



●乳幼児連れ用設備を有する便房

例:乳幼児用椅子、乳幼児用おむつ交換台の設置



➤ 個別機能を組み合わせた便房(利用想定等を十分に考慮)(資料4・p31参照)

便所・洗面所に係る改正（案）（5）

【主な改正事項】①高齢者障害者等用便房の案内表示の設計例を追加。

高齢者障害者等用便房(バリアフリートイレ)の室名表示は、「多機能」「多目的」「だれでもトイレ」等、利用対象とならない高齢者、障害者等以外の者が使用してしまうようなネーミングを避け、各種便房の表示は利用対象を明確にして、設置された設備や機能を表示する等の工夫を行う。

現行

【案内表示】

(記載なし)

【設計例】

(なし)

(なし)

改正

【案内表示】

- ・高齢者障害者等用便房(バリアフリートイレ)の室名表示は、「多機能」「多目的」「だれでもトイレ」等、利用対象とならない高齢者、障害者以外の者が使用してしまうようなネーミングを避けることに配慮する。
- ・その対応として、個別機能を表示するピクトグラム等のみで表示する、又はそれに加えて主要な利用対象の室名を表示する等の工夫を行う。
- ・表示板等については、2.13.G.1 案内表示(1)を参照。

【設計例】



ピクトグラムのみ
の表示
(トイレ名称は表示しない)



車椅子対応トイレ+
ピクトグラムの表示



RESTROOM+
ピクトグラムの表示

※: 今回の改正・見直し部分

便所・洗面所に係る改正（案）（6）

【主な改正事項】①「多機能便房内の機能の分散化」に関する手法を明確にしつつ、設置すべき「個別機能を備えた便房」について明確化

②分散配置を考慮した「個別機能を備えた便房」をそれぞれ図示

現行

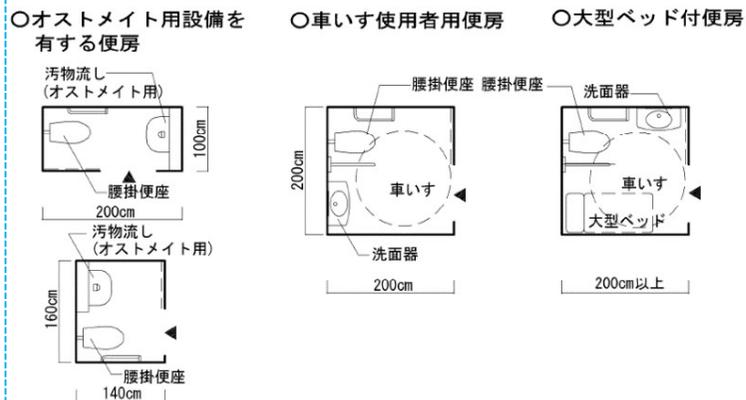
【設計の考え方】

- ・「車椅子使用者用便房」にオストメイト用設備や大型ベッド、乳幼児用椅子、乳幼児用おむつ交換台等を付加した「多機能便房」については、近年、利用者が集中し、便房内に広い空間を必要とする車椅子使用者が円滑に利用することが困難になっているとの声が多く寄せられている。
- ・このような実態を踏まえると、多様な利用者の円滑な利用を促進するためには、従来の「多機能便房」内にあった各種設備・機能を、便所全体に適切に分散して配置することが重要となる。①

・このため、便所・便房の整備においては高齢者、障害者、介助者、乳幼児連れ利用者等の個別のニーズに対応した「個別機能を備えた便房 ※1」を設けることを基本的な考え方とする。

【モデル例】

●個別機能を備えた便房及び多機能便房の寸法例



- ※1：「個別機能を備えた便房」とは、以下の4つ
- ・車椅子使用者便房
 - ・オストメイト用設備を有する便房
 - ・大型ベッド付き便房
 - ・乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房

※：今回の改正・見直し部分

改正

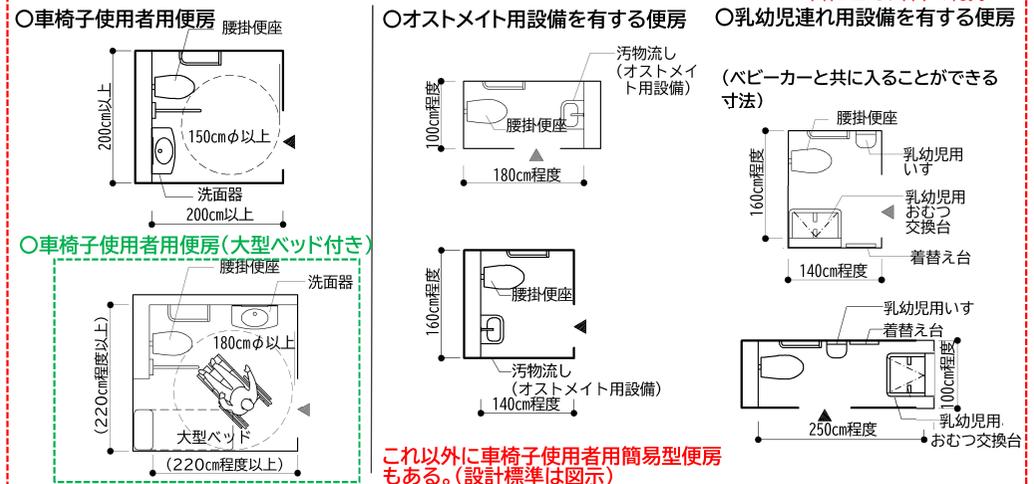
【設計の考え方】

- ・「車椅子使用者用便房」に加え、オストメイト用設備や乳幼児用設備等を付加した便房(従来の「多機能便房」)については、近年、利用者が集中し、便房内に広い空間を必要とする車椅子使用者が円滑に利用することが困難になっているとの声が多く寄せられている。
- ・このような実態を踏まえると、多様な利用者の円滑な利用を促進するためには、従来の「多機能便房」内にあった各種設備・機能を、便所全体に適切に分散して配置することが重要となる。①

・このため、便所・便房の整備においては施設用途や利用者のニーズを踏まえ、車椅子使用者用便房(大型ベッド付き)を男女が共用できる位置に1以上設けることに加え、オストメイト用設備を有する便房、乳幼児連れ設備を有する便房等の個別のニーズに対応した便房を男女それぞれの便所又は男女が共用できる位置に分散配置する工夫等、「個別機能を備えた便房」を適切に設けて機能分散することを基本的な考え方とする。

【モデル例】

●分散配置を考慮した個別機能を備えた便房



【車椅子使用者用便房の設計標準：設置数、配置】

- ・排泄介助が必要な障害者(児)の脱衣・おむつ交換等に配慮し、1以上の車椅子使用者用便房は大型ベッド付きとし、異性による介助に配慮し男女が共用できる位置に設ける。①

便所・洗面所に係る改正（案）（7）

- 【主な改正事項】
- ①大型ベッドの使用時において介助者は1人の場合が多いため、介助を要する方の転落防止に配慮し、安全を確保する旨を追記
 - ②車椅子使用者用便房(大型ベッド付き)の200cm以上角のモデル例を、電動車椅子が360°回転できる径180cm以上の円が内接できるスペースを設け、ライニング等を含めない内法寸法(参考:220cm角)をモデル例として参考に示す。
 - ③大型ベッドの折り畳みや人の出入りの動作に配慮した大型ベッドの構造・位置についての記述と設計例を追加

現行

●本体:P2-80抄

【空間の確保等】

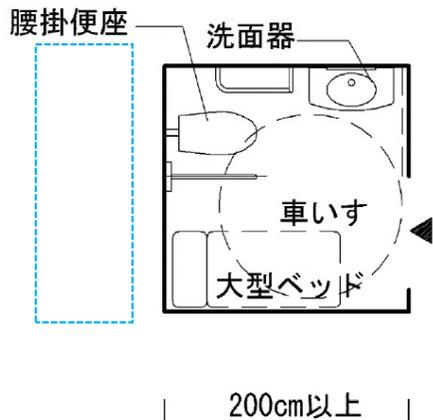
・車椅子の動きや介助者の動きを考慮し、十分なスペースを確保する。

① (記載なし)

② (記載なし)

【モデル例】

●大型ベッド付き便房 ※1



【設計例】



※1:大型ベッド付き便房について

・大型ベッド付き便房は車椅子使用者用便房に、介助によって着替え、おむつ交換、排泄等を行う際に使用される大型ベッドを付加したものである。

※:今回の改正・見直し部分

改正

【空間の確保等】

・大型ベッドに車椅子を近づけて移乗する車椅子の動きや介助者の動きを考慮し、十分なスペースを確保する。

① 大型ベッドの設置は、介助者の作業のしやすさや大型ベッドでの介助を要する方の片側への転落防止、安全性の確保等を考慮したものとする。

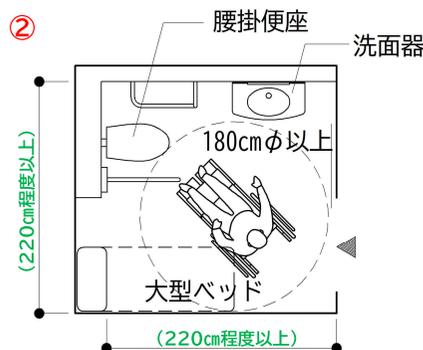
② 折畳み式大型ベッドを設置する場合には、車椅子に座ったままでも畳める構造、位置とすることが望ましい。また、折畳み式大型ベッド又は据え置き大型ベッド等を使用している状態でも人の出入りできるよう、大型ベッドと出入口の位置関係に配慮することが望ましい。

<留意点:大型ベッドの折り畳み忘れ>

・折畳み式大型ベッドを使用した後、利用者は折り畳み忘れなく、元に戻して退出することで、次に車椅子使用者用便房(大型ベッド付き)を使用する利用者が円滑に入室できること必要である。

【モデル例】

●車椅子使用者用便房(大型ベッド付き)



【設計例】※2

ベッド折り畳み時



ベッド使用時



※2:建築設計標準本体には2,3件の設計例を掲載予定

便所・洗面所に係る改正（案）（8）

【主な改正事項】 ①車椅子利用者用便房内に設置する大型ベッドの寸法を「150～180cm程度」×「60～80cm程度」に見直し
(介助者等からの大型ベッド付き便房のベッドの大型化を求めるニーズに対応するため)

現行

●本体:P2-80抄

<留意点>大型ベッドの寸法

- ・大型ベッドに関し、大型化を求めるニーズもあることから、大型ベッドの寸法の検討に際しては、施設利用者等のニーズを踏まえて決定することが望ましい。

【モデル例】

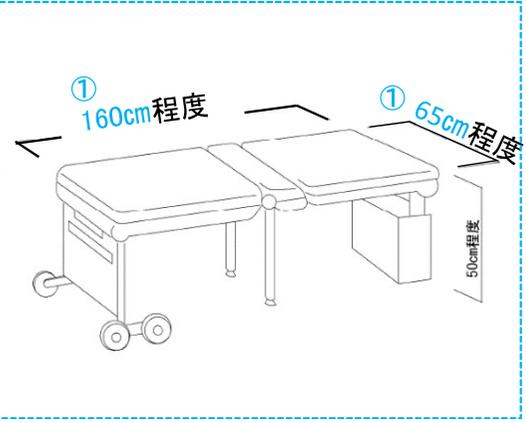
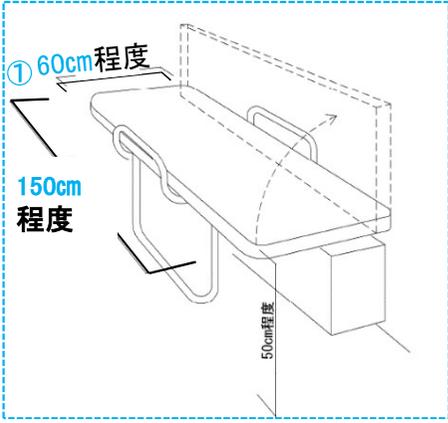
●本体:P2-89

●大型ベッド1

(幼児～大人まで:折畳み収納型)

●大型ベッド2

(幼児～大人まで:折畳み収納型)



改正

<留意点>大型ベッドの寸法

- ・大型化を求めるニーズもあることから、大型ベッドの寸法は、施設利用者等のニーズを踏まえて決定することが望ましい。

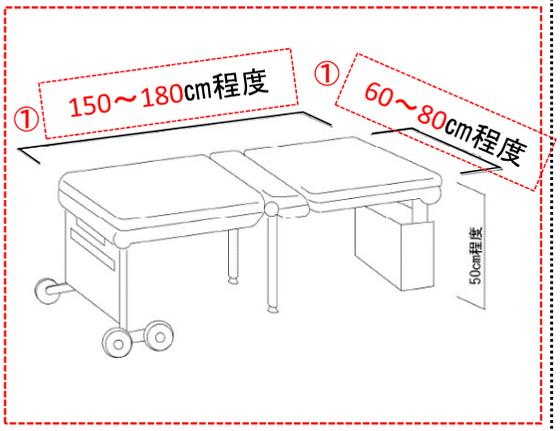
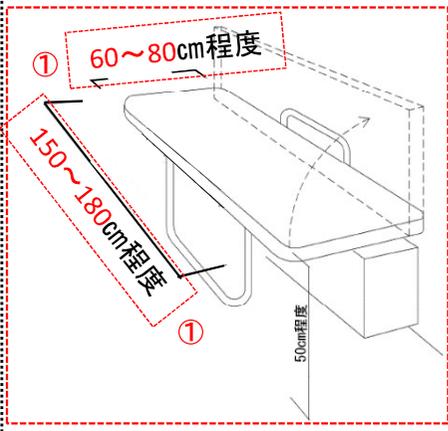
【モデル例】

●大型ベッド1

(幼児～大人まで:横型折畳み式)

●大型ベッド2

(幼児～大人まで:縦型折畳み式)



※:今回の改正・見直し部分

便所・洗面所に係る改正（案）（9）

【主な改正事項】 歩行困難な高齢者や杖使用者等の利用を想定した手すり付き小便器・洗面器は、便所の出入口から最も近い位置に設けることについて記述を追加

現行

●本体:P2-84・85

【小便器】

・床置き又は壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)等は、便所の出入口から最も近い位置に設ける。

・1以上の小便器には、手すりを設ける。

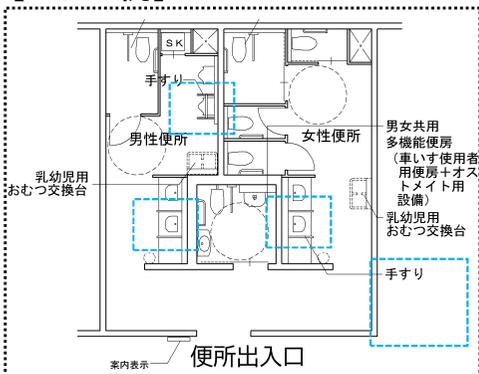
(記載なし)

【洗面器】

・1以上の洗面器には手すり等を設け、寄りかけられる等の配慮を行う。

(記載なし)

【モデル例】



●本体:P2-92

改正

【小便器】

・1以上の床置き又は壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)には、杖使用者等の肢体不自由等が立位を保つことができるよう、手すりを設ける。

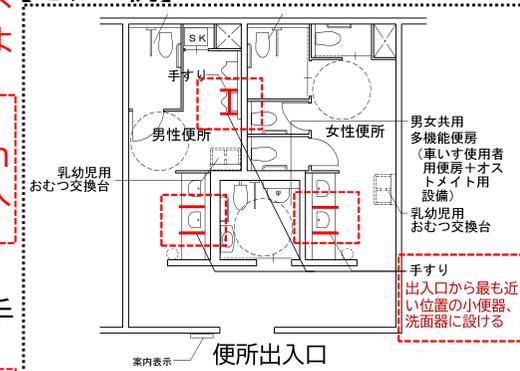
・手すりを設け、かつ床置き又は壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)は、便所の出入口から最も近い位置に設ける。

【洗面器】

・1以上の洗面器には、杖使用者等、手すりを設ける。

・手すりを設けた洗面器は、便所の出入口から最も近い位置に設ける。

【モデル例】



※:今回の改正・見直し部分

【主な改正事項】 非常時における聴覚障害者等に配慮し、便所の便房に光警報装置(フラッシュライト)を設けた設計例を追加

現行

●本体:P2-85

【便所・洗面所における非常警報】

・便房内でも聴覚障害者に非常警報がわかるよう、フラッシュライト等の光警報装置を設けることが望ましい。

【設計例】

(記載なし)

改正

【便所・洗面所における非常警報】

・便房内でも聴覚障害者に非常警報がわかるよう、フラッシュライト等の光警報装置を設けることが望ましい。

【設計例】

●便房内の上部にフラッシュライトを設ける例



※:今回の改正・見直し部分

便所・洗面所に係る改正（案）（10）

- 【主な改正事項】① 車椅子使用者用便房の腰掛便座の座面の高さ「40～45cm程度」を、標準的な整備として「42～45cm程度」に変更
 （座面が低いと腰掛便座から車椅子への移乗が困難な場合があるため）
- ② 座位を保てない人の姿勢の安定に配慮し設ける背もたれに関する記載を、留意点から本文に変更

現行

【設計標準：車椅子使用者用便房の便器】

●本体：P2-79抄

- ・車いすですできるだけ接近できるよう、床置き便器の前面は、フットレストが当たりやすく、トラップ突き出しの少ない形式等とする。
- ・座面高さは、蓋のない状態で、40～45cm程度とする。①

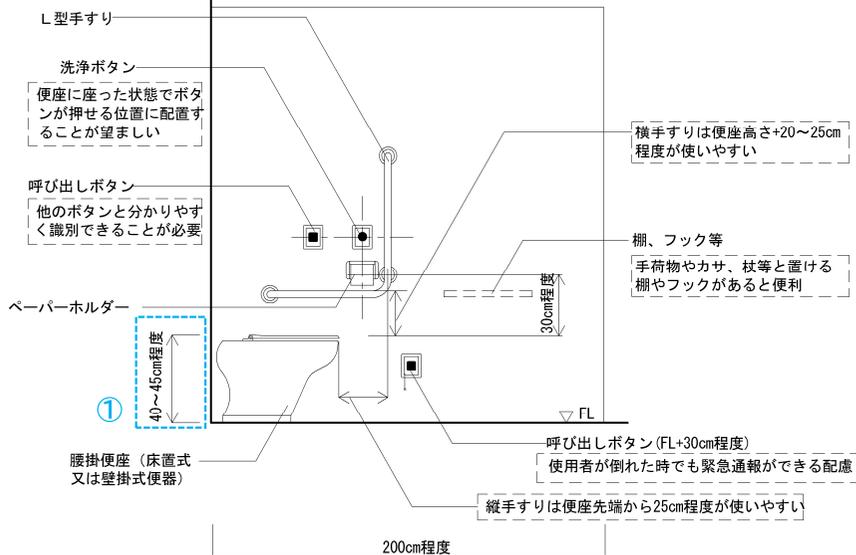
<留意点>背もたれ ②

- ・座位を保てない人の姿勢の安定に配慮し、便座には背もたれを設けるとよい。

【モデル例】

●本体：P2-87抄

●車椅子使用者用便房



改正

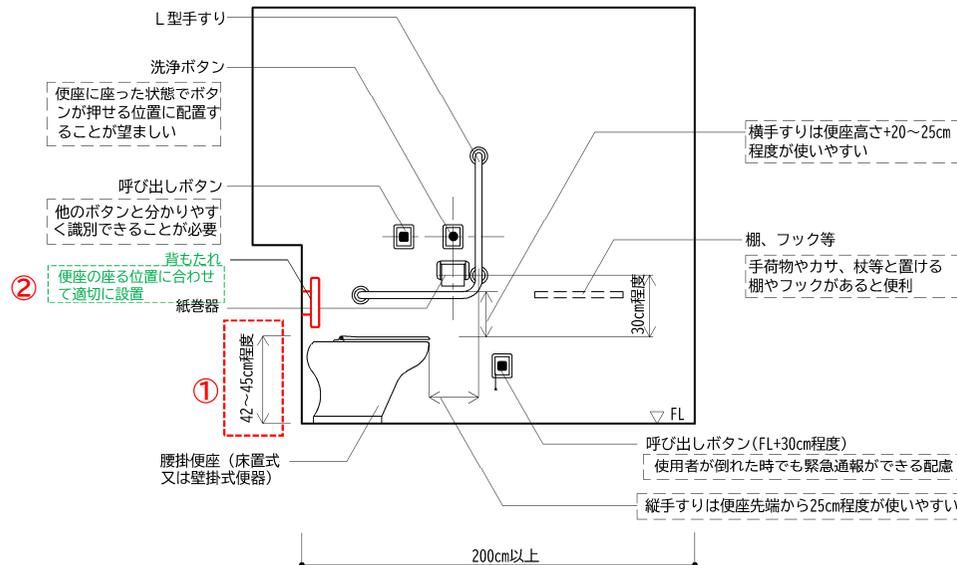
【設計標準：車椅子使用者用便房の便器】

- ・車椅子で接近できるよう、床置き便器の前面は、フットレストが当たりやすく、トラップ突き出しの少ない形式等とする。
- ・座面高さは、車椅子から便座に移乗しやすいように配慮し、蓋のない状態で、42～45cm程度とする。①
- ・高齢者、障害者等の利用ニーズや施設用途等を踏まえて、一定の利用者の特性や体格等を考慮する場合には、座面高さは適切に個別に設定することが望ましい。

- ・座位を保てない人の姿勢の安定に配慮し、便座の背後に便座の座る位置に合わせて、背もたれを適切に設ける。②

【モデル例】

●車椅子使用者用便房



※：今回の改正・見直し部分

便所・洗面所に係る改正（案）（11）

- 【主な改正事項】
- ① 全ての便房に共通して、腰掛便座の横壁面に、紙巻器、ボタンを設ける場合は、JIS S 0026（公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置）に基づく配置とすることを追加（これまでは個別機能・簡易型機能を備えた便房のみ）
 - ② 洗浄ボタン等は文字・図記号の見やすさ、背景の色の明度、色相又は彩度の差を確保する旨を記述して、設計例を追加
 - ③ 便器洗浄装置等に表示する操作系ピクトグラムは、（一社）日本レストルーム工業会の策定した標準ピクトグラムとすることが望ましい旨を追加

現行

【設計標準：個別機能・簡易型機能を備えた便房】①

●本体：P2-76・82抄

●ペーパーホルダー、ボタン

・腰掛便座の横壁面に、ペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、呼び出しボタンを設ける場合は、JIS S 0026に基づく配置とする。

【設計標準：その他の便房の設計標準】

●ペーパーホルダー、ボタン

●本体：P2-83抄

・腰掛便座の横壁面に、ペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、呼び出しボタンを設ける場合は、JIS S 0026に基づく配置とすることが望ましい。①

（記載なし）

②

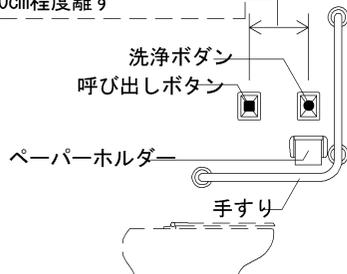
（記載なし）

③

【モデル例】

●洗浄ボタン等の標準配置例（JIS S 0026による）

洗浄ボタンと呼出しボタンは誤操作がないように20～30cm程度離す



（なし）

改正

【設計標準：便所・洗面所（共通事項）】①

●紙巻器、ボタン

・腰掛便座の横壁面に、紙巻器、便器洗浄ボタン、呼び出しボタンを設ける場合は、JIS S 0026に基づく配置とする。

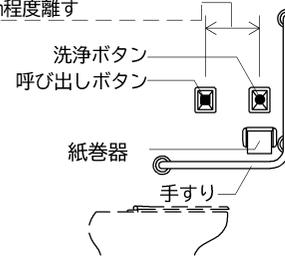
② 洗浄ボタン等は、文字・図記号の見やすさ、背景の色の明度、色相又は彩度の差を確保したものとし、分かりやすいボタン表示とする。

③ 外国人を含めた多様な利用者が安心して使える便所とするため、便器洗浄装置や温水洗浄便座本体等に表示する操作系ピクトグラムは、（一般社団法人）日本レストルーム工業会の策定した標準ピクトグラムとすることが望ましい。

【モデル例】

●洗浄ボタン等の標準配置例（JIS S 0026による）

洗浄ボタンと呼出しボタンは誤操作がないように20～30cm程度離す

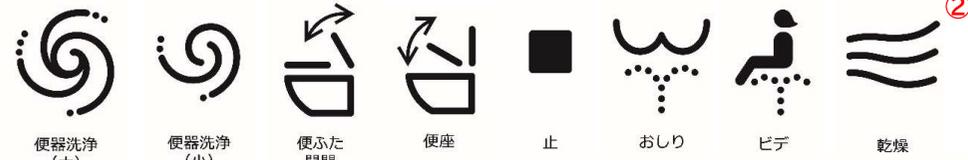


【設計例】



② 便房の分かりやすい操作ボタン
ボタンの色・素材やコントラストのある図記号（ピクトグラム）を組合せた工夫

【設計例】



便器洗浄（大）

便器洗浄（小）

便ふた開閉

便座

止

おしり

ビデ

乾燥

一般社団法人 日本レストルーム工業会「標準ピクトグラム」
<https://www.sanitary-net.com/trend/pictogram/pictogram.download.html>

便所・洗面所に係る改正（案）（12）

【主な改正事項】①「個別機能を備えた便房」に適用していた案内表示の設計標準は、「全ての便房」に共通して適用することに変更
 ②訪日外国人にもより分かりやすい案内用図記号とするため、改正されたJIS Z8210(案内用図記号)の内容を反映

現行

【設計標準：個別機能を備えた便房の設計標準】^① ●本体：P2-77抄

- 案内表示
- ・便所の付近には、便所があることを表示する表示板(標識)を設ける。
 - ・表示板は、ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるもの(当該内容がJIS Z8210 案内用図記号に定められているときは、これに適合するもの)とする。
 - ・男女が共用できる位置に設けた便房の表示板等には、男女共用であることを、文字や図記号等により、わかりやすく示すことが望ましい。
 - ・便房の戸には、便房の設備内容を、文字や図記号等により、わかりやすく表示することが望ましい。

【モデル例】^②

●便房設備の表示例 ●本体：P2-168抄

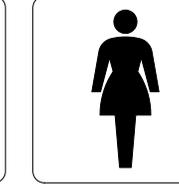
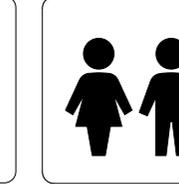
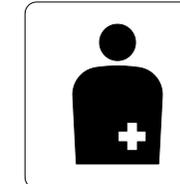
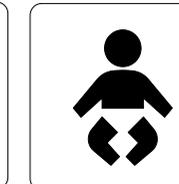
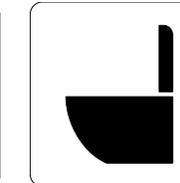
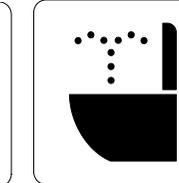
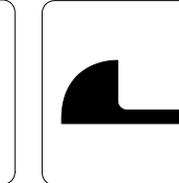
				
障害がある人が使える設備	オストメイト	乳幼児		
				
お手洗 Toilets	男子 Men	女子 Women	オストメイトに配慮した設備を設けたトイレ	男女共用

改正

【設計標準：便所・洗面所の設計標準(共通事項)】^①

- 案内表示
 ・(同左)

【モデル例】^②

				
男女共用お手洗 All gender toilet	お手洗 Toilets	男性 Men	女性 Women	子どもお手洗 Children's toilet
				
障害のある人が使える設備 Accessible facility	介助用ベッド Care bed	オストメイト用設備／オストメイト Facilities for Ostomy or Ostomate	乳幼児用設備 Nursery	おむつ交換台 Diaper changing table
				
着替え台 Changing board	ベビーチェア Baby chair	洋風便器 Sitting style toilet	温水洗浄便座 Spray seat	和風便器 Squatting style toilet

※:今回の改正・見直し部分

③改正内容について(案)

- その他に係る内容

すべての建築物に共通する改正（たたき台）（1）

【主な改正事項】聴覚障害者のために筆談等の支援に関する表示として、手話マーク・筆談マーク(全日本ろうあ連盟)を紹介

現行

【共通する計画・設計のポイント】

●本体:P2-10抄

●人的対応チェックポイント

- ・聴覚障害者のために筆談等の支援に関する表示(耳マーク※
①等)、視覚障害者、聴覚障害者等に対応した情報・コミュニケーション機器や筆記用具は配備されているか

※窓口、受付に設置した場合、聴覚障害者のために筆談等の支援ができるという意味のシンボルマーク。全日本難聴者、中途失聴者団体連合会が著作権を管理している。

(記載なし)

●本体:P2-116抄



(なし)

改正

【共通する計画・設計のポイント】

●人的対応チェックポイント

- ・聴覚障害者のために筆談等の支援に関する表示(耳マーク※1、
手話マーク・筆談マーク※2等)、視覚障害者、聴覚障害者等に対応した情報・コミュニケーション機器や筆記用具は配備されているか

※1 窓口、受付に設置した場合、聴覚障害者のために筆談等の支援ができるという意味のシンボルマーク。全日本難聴者、中途失聴者団体連合会が著作権を管理している。

※2 窓口、受付に設置した場合、「手話で対応します」「筆談で対応します」という意味のシンボルマーク。(一般財団法人)全日本ろうあ連盟が策定しており、利用のための申請等は不要。

【モデル例】



※:今回の改正・見直し部分

基本寸法等に係る改正（たたき台）（1）

【主な改正事項】 座位変換型車椅子の持つリクライニング・ティルト機構の解説とそれらを用いた場合の車椅子全長が大きくなることを追加

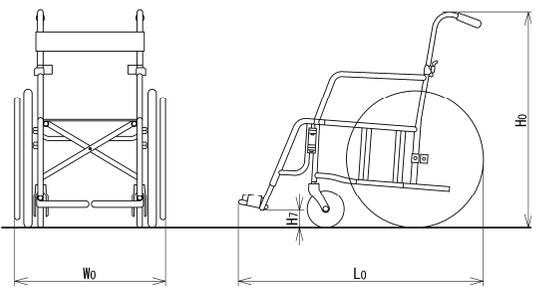
現行

●本体:P2-250抄

【(設計標準の参考)基本寸法等:車椅子の寸法】

①手動車椅子

■自走用標準型車椅子の例(JIS T 9201の車椅子寸法図をもとに作成)



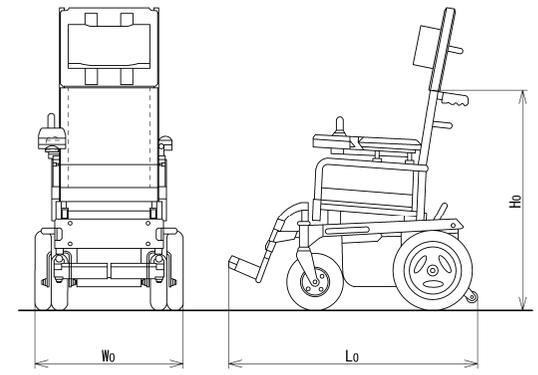
■JIS T 9201(手動車椅子)における手動車椅子の寸法(単位:mm)

部位	寸法値 ^{b)}
全長(L ₀)	1200以下
全幅(W ₀)	700以下
フットホールド高(H ₇)	50以上
全高(H ₀) ^{a)}	1200以下

a)ヘッドサポートを外した時
b)リクライニング機構及び/又はティルト機構を装備する車椅子は、標準状態の寸法とする。

②電動車椅子

■電動車椅子(自操用標準型)の例 (JIS T 9203の自操用標準型車椅子の図をもとに作成)



■JIS T 9203(電動車椅子)における電動車椅子の最大寸法(単位:mm)

区分	最大寸法 ^{a)}
全長(L ₀)	1200
全幅(W ₀)	700
全高(H ₀) ^{a)}	1200

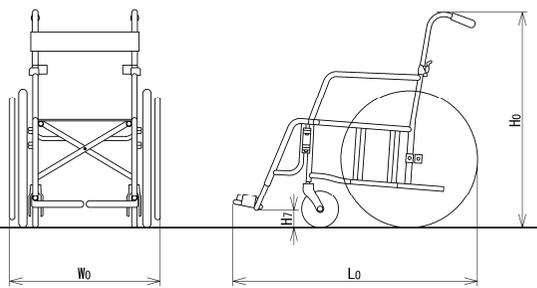
a)リクライニング機構、リフト機構及びティルト機構を装備する電動車椅子は、標準状態の寸法とする。
b)ヘッドサポート取外し時。ただし、バックミラーを持つ場合、その高さは1090mmとする。

改正

【(設計標準の参考)基本寸法等:車椅子の寸法】

①手動車椅子

■自走用標準型車椅子の例(JIS T 9201の車椅子寸法図をもとに作成)



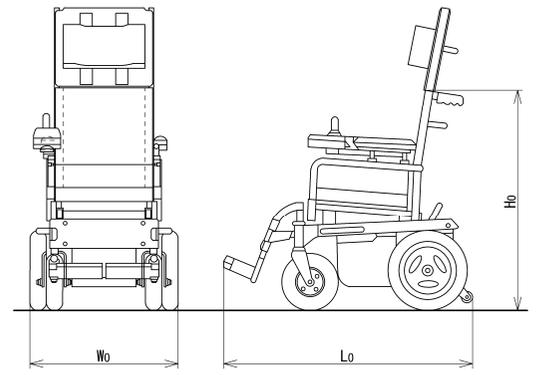
■JIS T 9201(手動車椅子)における手動車椅子の寸法(単位:mm)

部位	寸法値 ^{b)}
全長(L ₀)	1200以下
全幅(W ₀)	700以下
フットホールド高(H ₇)	50以上
全高(H ₀) ^{a)}	1200以下

a)ヘッドサポートを外した時
b)リクライニング機構及び/又はティルト機構を装備する車椅子は、標準状態の寸法とする。

②電動車椅子

■電動車椅子(自操用標準型)の例 (JIS T 9203の自操用標準型車椅子の図をもとに作成)



■JIS T 9203(電動車椅子)における電動車椅子の最大寸法(単位:mm)

区分	最大寸法 ^{a)}
全長(L ₀)	1200
全幅(W ₀)	700
全高(H ₀) ^{a)}	1200

a)リクライニング機構、リフト機構及びティルト機構を装備する電動車椅子は、標準状態の寸法とする。
b)ヘッドサポート取外し時。ただし、バックミラーを持つ場合、その高さは1090mmとする。



基本寸法等に係る改正（案）（2）

【主な改正事項】 座位変換型車椅子の持つリクライニング・ティルト機構の解説とそれらを用いた場合の車椅子全長が大きくなることを追加

現行

●本体:P2-250抄

【(設計標準の参考)基本寸法等:車椅子の寸法】

(記載なし)

改正

【(設計標準の参考)基本寸法等:車椅子の寸法】

③座位変換型の(電動)車椅子

- ・座位変換型の(電動)車椅子は、リクライニング機構や身体支持部のティルト機構等を有する車椅子で、座位姿勢の保持が困難な方等が楽な姿勢を保持しやすくするために多く使用されている。
- ・リクライニング機構とは、車椅子のバックサポート(背もたれ)やレッグサポート角度が調節できる機構、ティルト機構とは、車椅子のシート(座面)との角度が固定されたまま、シート及びバックサポートの傾斜を一体的に調整できる機構である。
- ・これらの機構を用いてバックサポートを後方へ傾斜させ、レッグサポートを挙上する場合の当該車椅子の全長は、JISに示される全長120cmに比べて大きくなる。

【モデル例】

リクライニング機構・ティルト機構
使用時の全長の例: 約145~165cm程度
(寸法はあくまで例であり、これより大きなものもある)

介助用ティルト&リクライニング式の手動車椅子の例

※:今回の改正・見直し部分

エレベーターに関する改正（案）（1）

【主な改正事項】一度に多くの車椅子使用者等が集中する施設の大型エレベーターの設計例を追加

現行

【エレベーターの設計標準】

●本体:P2-179抄

●設置数、配置

- ・大規模な集会施設や劇場・競技場等、一度に多くの車椅子使用者が集中することが想定される施設では、稼働力が低下する時間帯があるため、エレベーターの設置数、配置、かごの大きさ、出入口の幅員、乗降のしやすさ等に配慮する。

【設計例】

(なし)

改正

【エレベーターの設計標準】

●設置数、配置

- ・大規模な集会施設や劇場・競技場等、一度に多くの車椅子使用者等が集中することが想定される施設では、稼働力が低下する時間帯があるため、エレベーターの設置数、配置、かごの大きさ、出入口の幅員、乗降のしやすさ等に配慮する。

【設計例】



- ・一度の多くの車椅子使用者等が乗降できるエレベーターの扉
(扉幅180cm(2枚両側引戸)、かご内の幅210cm)

出典:(独)日本スポーツ振興センター「新国立競技場整備事業におけるユニバーサルデザインワークショップについて」

(かご内の写真は削除)

エレベーターに関する改正（案）（2）

- 【主な改正事項】①エレベーターのかごの大きさに関するJIS寸法を参考として追加
 ②座位変換型の車椅子使用者等やストレッチャーの利用が可能な奥行きのあるエレベーターについての設計例を追加

下線は法令上の適合義務基準

現行

【エレベーターの設計標準】

●本体:P2-63抄

●かごの広さ

- ・主要な経路上のエレベーターのかごの奥行きは、135cm以上とする。
- ・主要な経路上のエレベーターのかごの幅は、車椅子の転回に支障がない構造とする。
- ・主要な経路上以外のエレベーターでも、かごの奥行きは、135cm以上とすることが望ましい。

(なし)

- ・病院、福祉施設、共同住宅等では利用特性に配慮したかご形状とする。

【設計例】

(なし)

改正

【エレベーターの設計標準】

●かごの広さ

- ・主要な経路上のエレベーターのかごの奥行きは、135cm以上とする。
- ・主要な経路上のエレベーターのかごの幅は、車椅子の転回に支障がない構造とする。
- ・主要な経路上以外のエレベーターでも、かごの奥行きは、135cm以上とすることが望ましい。
- ・主要な経路上のエレベーターのかごの奥行きは、座位変換型の電動車椅子使用者等に考慮し、160cm以上とすることが望ましい。

・JIS A4301に定められたエレベーターのかごの大きさ等(抜粋)

最大定員 (人)	かごの内法寸法		有効出入口 寸法(cm)
	間口(cm)	奥行き(cm)	
9	105	152	80
11	140	135	80
13	160	135	90
15	160	150	90
17	180	150	100
	200	135	110
20	180	170	100
	200	150	110
24	200	175	110
	215	160	

※JISの表中の間口と奥行の寸法を入れ替えて製作することが可能
 (奥行160cm以上とする場合、間口寸法も参照可)

- ・病院、福祉施設、共同住宅等では利用特性に配慮したかご形状とする。

【設計例】



- ・座位変換型の車椅子使用者等や緊急時のストレッチャーの利用が可能な奥行き250cmの15人乗エレベーター

駐車場に関する改正 (案)

- 【主な改正事項】 ①大型の車椅子用リフト付き福祉車両の車両高さ(2.3m程度以上)に対応した車椅子使用者用駐車施設等を確保する。
 ②既存の車椅子使用者用駐車施設等における車両制限の制約により、駐車できない場合には運用面での柔軟な対応に備える。

現行

【駐車場の設計標準】 ●本体:P2-31抄

③屋根、庇

・車いすによる乗降等を想定しているスペースに屋根又は庇を設ける場合には、車いす用リフト付車両等に対応した天井高さを確保することが望ましい。

<留意点>リフト付き車両の高さ
 一般的なリフト付き車両の高さは、230cm程度である。

【モデル例】

(なし)

【設計例】

(なし)

【対応例】

(なし)

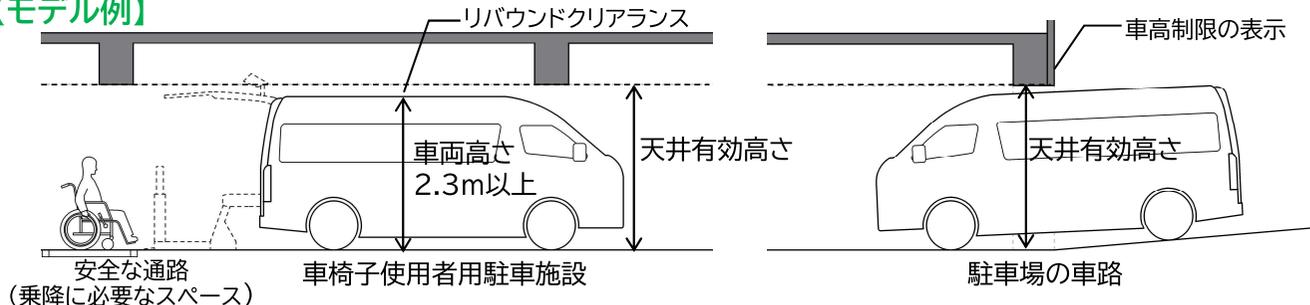
改正

【駐車場の設計標準】

③屋内、屋根、庇

・屋内の車椅子使用者用駐車施設及び車椅子による乗降等を想定しているスペースに、屋根又は庇を設ける場合には、改修等で対応が困難な場合を除き、大型の車椅子用リフト付き福祉車両等の車両高さ(2.3m程度以上)に対応した必要な天井有効高さを確保する。また、当該駐車部分に至るまでの車路に屋内、若しくは屋根又は庇を設ける場合には、同様に必要な天井有効高さを確保する。

【モデル例】



・既存の車椅子使用者用駐車施設等において、車両高さ制限の制約により、大型の車椅子用リフト付き福祉車両等(車高2.3m程度以上)の駐車ができない場合には、乗り降り可能な場所を別途確保したり、当該車両が駐車できるスペースに誘導する工夫を行う等、運用面で柔軟な対応が行えるように備える。

【車椅子使用者用駐車施設の車両高さ制限を超えた場合の対応例】

- | | |
|---|--|
| 1 | 同一敷地内の臨時の車椅子使用者用駐車施設(青空)に駐車誘導する。 |
| 2 | 同建築物内のマイクロバス専用駐車場等に代替えとして駐車誘導する。 |
| 3 | 天井が高い車寄せの一画に、車椅子が乗り降り可能な臨時駐車場を設けて駐車誘導する。 |
| 4 | 提携する近隣のホテルや民間の車椅子使用者用駐車場に駐車誘導する。 |
- (共通)施設のHP等において駐車可能な車両高さ等の情報提供を行う。
 事前連絡受付、事前連絡が無くても柔軟に対応する。

【設計例】

